



Unified Patent Court
Einheitliches Patentgericht
Jurisdiction unifiée du brevet

オープニング・プレゼンテーション

クラウス・グラビンスキー博士、欧州統一特許裁判所控訴裁判所長官

国際知財司法シンポジウム（JSIP）2024、東京、2024年10月24日

書かれていることはすべて私の個人的見解であり、UPC控訴裁判所の見解ではない

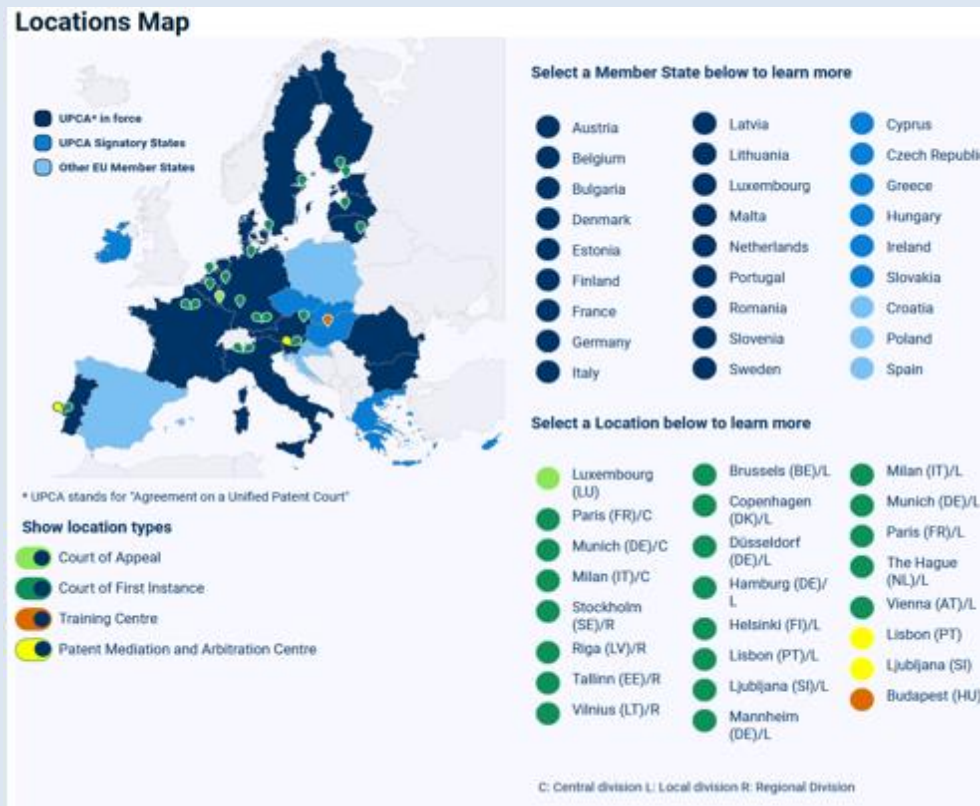
I. 經歷

- トリーア大学、ジュネーブ大学、ケルン大学で法律を学ぶ
- 1991年 トリーア大学で法学博士号取得
- 1989～1992年 司法修習生
- 1992～1997年 デュッセルドルフ地方裁判所判事
- 1997～2000年 ドイツ連邦通常裁判所ロークラーク
- 2000～2001年 デュッセルドルフ控訴裁判所判事
- 2001～2009年 デュッセルドルフ地方裁判所裁判長
- 2009年～2022年 連邦司法裁判所判事（2020年～2022年副部総括判事）
- 2022年よりUPC控訴裁判所長官、兼、UPC準備委員会議長

II. 統一特許裁判所（UPC）の特徴

統一特許裁判所は

- EU加盟国のうち数ヶ国（現在18ヶ国）に共通する裁判所である



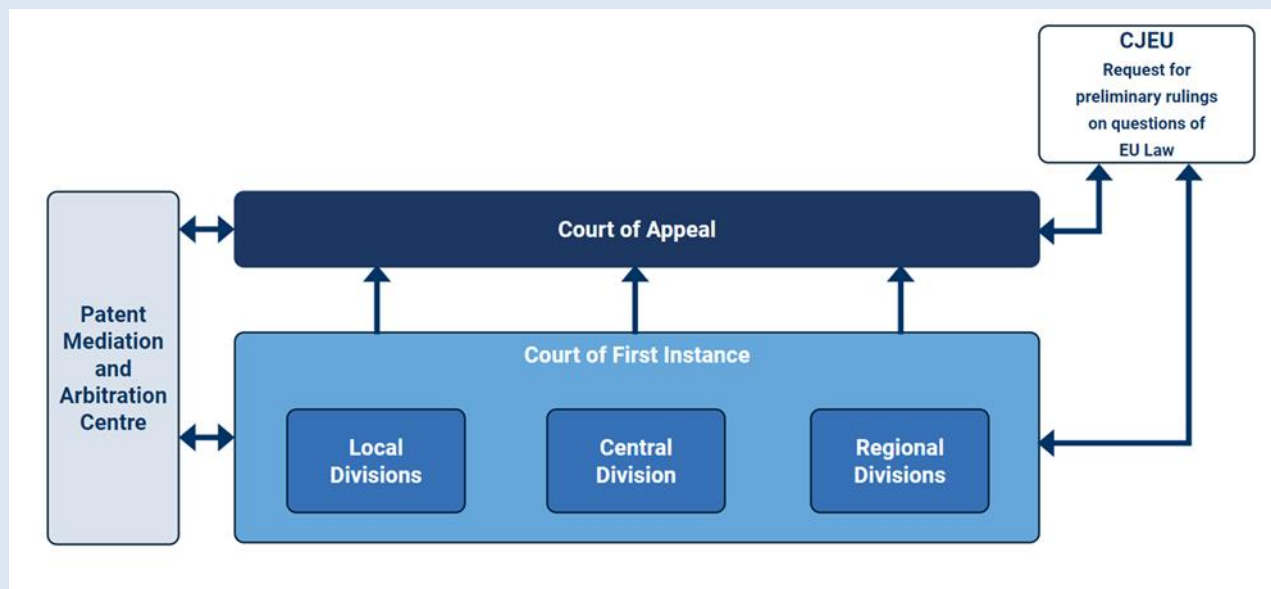
- UPCA（統一特許裁判所協定）発効済
- UPCA署名国
- UPCAに未署名、未批准のEU加盟国

統一特許裁判所は

- 専門裁判所であり
- 以下の有効性と侵害に関する管轄権を有する
 - 欧州単一効特許（単一特許） 及び
 - 欧州特許（国内特許の束）
 - オプトアウトされていないもの

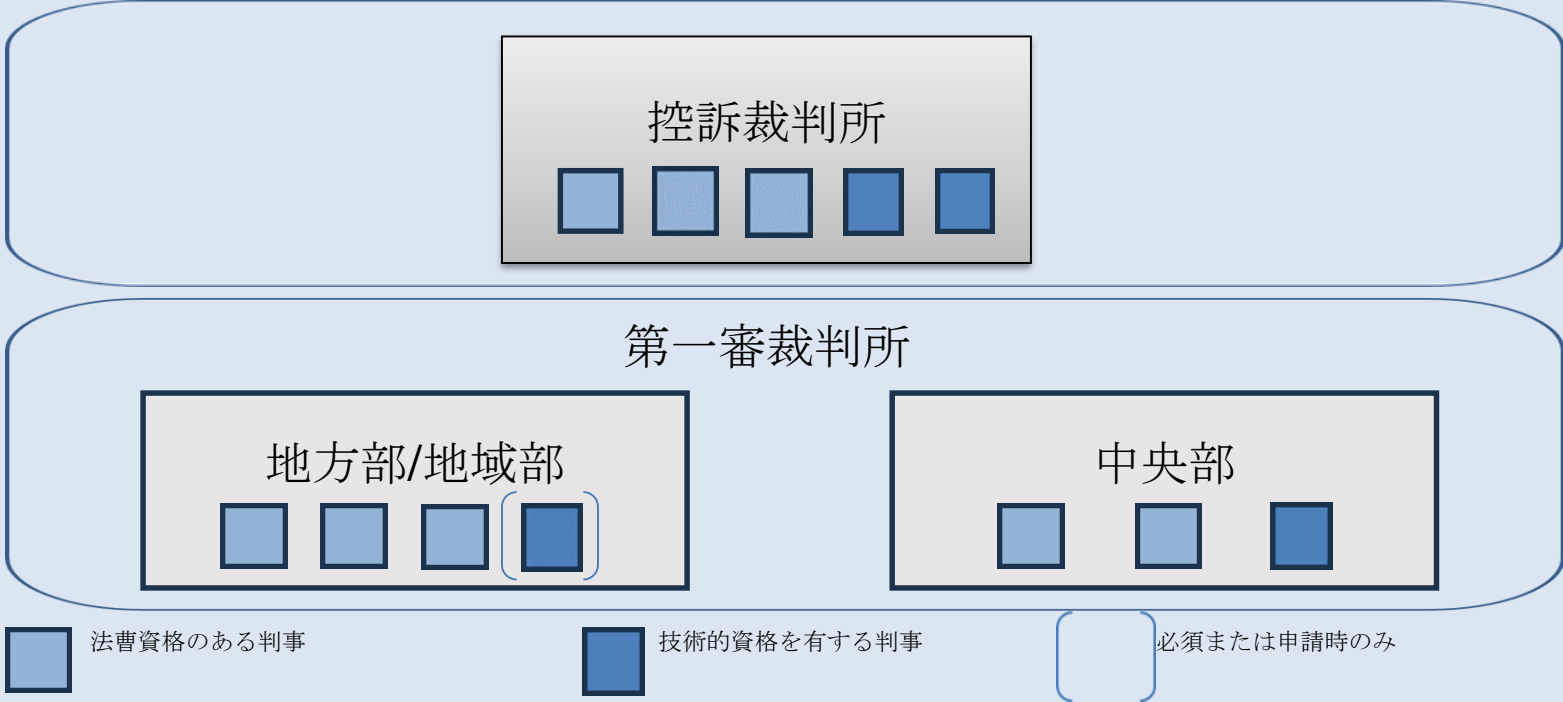
統一特許裁判所は

- 中央部、地方部および地域部から成る第一審裁判所、控訴裁判所、登録部から構成される



統一特許裁判所は

- 異なるUPC加盟国から選ばれた法曹資格のある判事（LQJ）と、（大部分の訴訟で）技術的資格を有する判事から構成される合議体によって決定される

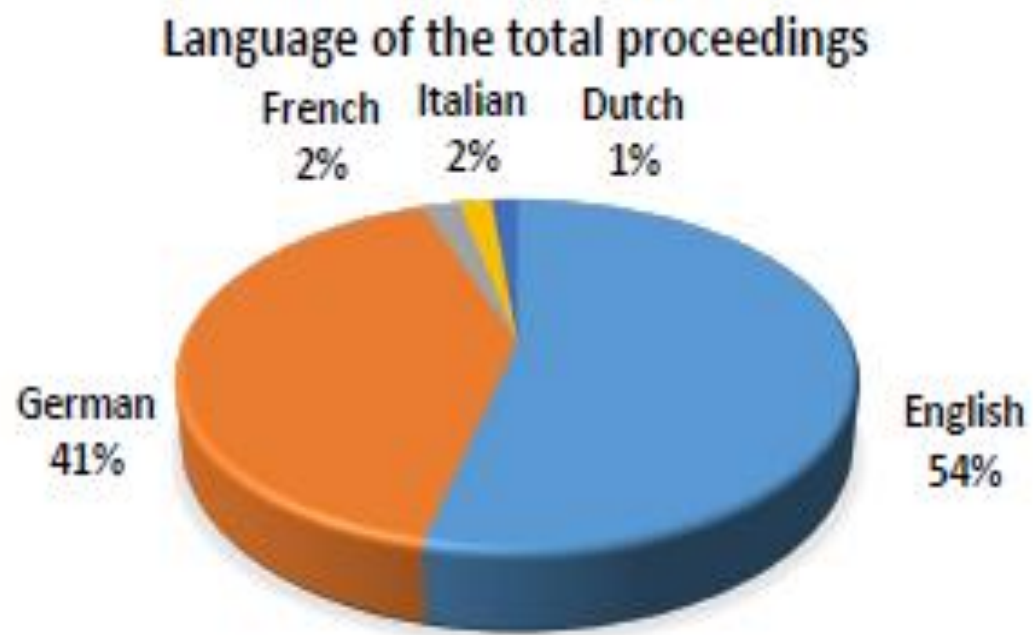


統一特許裁判所での訴訟手続は以下のとおり

- 書面手続
 - 手続の前倒し(front loading)
 - 厳しい期日
- 中間手続
 - 口頭審理の準備を目的とするとともに、事案の和解の可能性を検討する
- 口頭審理
 - 1年以内に実施されるよう努めるが、複雑な事案にはさらに時間を要する場合があると認識されている

統一特許裁判所における手続きの言語

- 地方部
 - 地方部の設置国の公用語、または
 - 英語
- 北欧・バルト地域部
 - 英語
- 中央部
 - 特許の言語（英語、ドイツ語、またはフランス語）
- 控訴裁判所
 - 第一審での手続きの言語



2024年8月31日

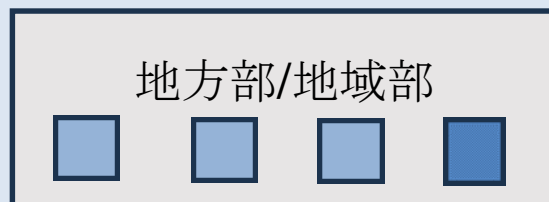
III. 被疑侵害者は、UPCでどのように無効
を主張できるか？

被疑侵害者は、UPCでどのように無効を主張できるか？

- 以下の**2つの方法**のいずれかが、被疑侵害者がUPCで無効を主張するために用いられる
 - 1) 特許権者が地方部／地域部、もしくは（例外的に）中央部に**特許侵害訴訟**を提起した後に、
同一の部に対して**特許取消の反訴**を提起する
または
 - 2) 最初からUPC第一審裁判所の中央部に**特許取消訴訟**を提起する

合議体の構成

- 侵害訴訟と取消を求める反訴の両方を行う場合は、地方部または地域部で、法曹資格のある判事**3**名と技術的資格を有する判事**1**名からなる合議体によって決定される。



- 取消訴訟は、中央部において、法曹資格のある判事**2**名と技術的資格を有する判事**1**名の合議体によって決定される。



2) 中間手続

- 口頭審理の準備
- 事案の和解の可能性を検討

3) 口頭審理

- 判事による事案の概要説明が可能
- 当事者の訴答
 - 事前に時間制限を設けることができる
- 証人や専門家の意見聴取。判事と当事者は質問することができる
- 口頭審理が1日で完了するよう努める

4) 取消を求める反訴・取消訴訟についての判断

- 特許の全部取消
 - 対世効を伴う
 - 特許が有効化された締約国内
- 特許の一部取消（訂正の申請に基づく）
 - 対世効を伴う
 - 特許が有効化された締約国内
- 取消を求める反訴・取消訴訟の拒絶

IV. UPCでの特許紛争の最新動向

UPCでの特許紛争の最新動向

- UPCは2023年6月1日から業務を開始した
- 2024年9月30日現在、第一審裁判所に**389**件の訴訟が提起されており、内訳は下記のとおり
 - 192件 侵害訴訟
 - 103件 取消を求める反訴
 - 45件 取消訴訟
 - 49件 仮処分、証拠保全および検査命令(inspection)
- **96**件の控訴。多くは手続上の控訴であるが、仮処分や証拠保全の事案に関する控訴もある - 2024年9月30日現在

- 2024年2月26日付控訴審決定 - NanoString対10x Genomics
 - 特許請求の範囲の解釈
 - 特許請求の範囲は、特許の保護範囲を決定する決定的な判断基準である。
 - 明細書本文と図面は、常に説明的な補助的手段として使用されなければならない。
 - 特許は当業者の視点から解釈されなければならない。
 - これらの原則は、侵害の評価にも特許の法的有効性にも同様に適用される。

■ 自明性

- ある従来技術が、特許の優先日において、その特許の根底にある問題の解決策を見つけようとしていた当業者にとって、興味深いものであったであろうということが、**進歩性の評価における出発点**となる場合がある。
- **2024年2月26日付控訴審判決 - NanoString対10x Genomics** – においては、被告が提出した従来技術の一つである「D6」が、サンプル中の標的分子を検出するためのハイスループット光多重法を開発しようとしていた当業者にとって、問題となっている特許の優先日において興味深いものであったと想定された。

Unified Patent Court
Einheitliches Patentgericht
Jurisdiction unifiée du brevet





Unified Patent Court
Einheitliches Patentgericht
Jurisdiction unifiée du brevet

ご清聴ありがとうございます
ございました
